

## 踏切道の安全確保に関する行政評価・監視

### 〈評価・監視結果に基づく改善通知に対する改善措置状況〉

中国四国管区行政評価局及び島根行政評価事務所では、踏切道の利用者の安全確保を図る観点から、平成19年4月～11月にかけて広島県及び島根県内の遮断機が設置されていない踏切道及び線路と交錯する生活道について、安全対策や維持管理の状況を調査し、平成19年11月30日、中国運輸局に対して改善意見を通知しました。

これに対して、中国運輸局から平成20年3月27日、改善事項についての回答がありました。

# 通知事項 1 踏切道の安全対策の実施

## 制度概要

○「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成13年国土交通省令第151号）  
 第40条 踏切道は、踏切道を通行する人及び自動車等（以下「踏切道通行人等」という。）の安全かつ円滑な通行に配慮したものであり、かつ、第62条の踏切保安設備を設けたものでなければならない。  
 第62条第1項 踏切保安設備は、踏切道通行人等及び列車等の運転の安全が図られるよう、踏切道通行人等に列車等の接近を知らせることができ、かつ、踏切道の通行を遮断することができるものでなければならない。ただし、鉄道及び道路交通の量が著しく少ない場合又は踏切道の通行を遮断することができるものを設けることが技術上著しく困難な場合にあつては、踏切道通行人等に列車等の接近を知らせることができるといふものであればよい。

## 当局の通知事項

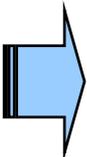
中国運輸局は、次のことについて鉄道事業者を指導する必要がある。  
 ① 第3種・第4種踏切道について、事故の発生状況や踏切道の延長、形状等を踏まえ、第1種踏切道への格上げや近隣の踏切道との統廃合を含む安全確保対策を検討し、計画的に実施すること。  
 ② 早急な格上げが難しい場合、通行者が列車の接近を知ることができるような安全対策の実施について検討すること。  
 ③ 第4種踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況を勘案して、地域住民の通行に支障を及ぼさないものについては、近隣の踏切道との統廃合又は廃止を検討すること。

## 中国運輸局の対応

① 鉄道事業者に対し、第3種・第4種踏切道の格上げ及び統廃合の実施を指導しているところ。  
 今後においても、会議等の機会を捉え、踏切道の格上げ、統廃合を促進。  
 ② 鉄道事業者に対し、踏切道の利用状況、う回路の状況を勘案して、地域住民の通行に支障を及ぼさないものについては、踏切道の統廃合又は廃止を検討するよう、文書で指導（平成19年11月30日）。

## 改善状況

（調査結果）  
 ① 複線区間で複数回の死亡事故が発生しているものなど、踏切延長が長いことや見通しが悪いことから、踏切保安設備の設置や近隣の踏切道との統廃合等の安全対策が必要とみられるもの（9か所）  
 ② 事故発生の有無にかかわらず、見通しが悪いなど、何らかの安全対策が必要とみられるもの（16か所）  
 ③ 利用者がほとんどないなど、存続させておく必要性が乏しく、統廃合又は廃止の検討が必要とみられるもの（8か所）



（今回の調査結果に基づく鉄道事業者の対応状況）  
 ① 平成19年度に第1種踏切道に格上げた山陽本線・堀川踏切1か所のほか、第1種踏切道に格上げを検討しているもの3か所、廃止を決定、計画しているもの2か所、残りの3か所については、今後の対応についてさらに検討  
 ② 汽笛吹鳴により対応した芸備線・堀越踏切1か所、見通しを良くするため除草したもの1か所のほか、格上げを検討しているもの4か所、残りの10か所は安全確保対策についてさらに検討  
 ③ 平成19年度に廃止した宮島線・善法寺踏切1か所のほか、廃止を計画しているもの1か所、残りの6か所についても廃止の方向で検討

## 通知事項 2 踏切道の維持管理の適正化

### 制度 概要

- 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成13年国土交通省令第151号）  
第40条 踏切道は、踏切道を通行する人及び自動車等の安全かつ円滑な通行に配慮したものであり、かつ第62条の踏切保安設備を設けたものでなければならない。
- 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準について」（平成14年3月8日付国鉄技第157号鉄道局長通知）  
v-2第40条（踏切道）関係
  - (1) 踏切道の路面は舗装したものであること。
  - (3) 警標を設けること

### 当局 の 通知 事項

中国運輸局は、踏切道の保守点検及び維持管理を適切に行うよう、鉄道事業者を指導する必要がある。

### 中国 運輸 局の 対応

鉄道事業者に対し、踏切道の維持管理について指導しているところ。今回の通知により、該当踏切について直ちに改善を指示、すべての踏切が整備されたことを確認。  
今後においても、引き続き交通安全運動等の機会を捉えて、踏切道の維持管理の徹底について指導。

## 改善状況

(調査結果)

- ① 踏切道の路面の舗装が不十分であるものや、路面の劣化などにより、歩行者等の通行に支障が生じているもの(20か所)
- ② 警標が破損、あるいは倒壊しているもの(8か所)
- ③ 鉄道事業者の中には、通行者に注意を喚起する補助的手段として音声警告装置(メッセージロボ)等を設置しているが、これが作動していないもの等(11か所)



(今回の調査結果に基づく鉄道事業者の対応状況)

- ① 芸備線・畑踏切など20か所について路面の舗装整備等を実施
  - ② 山陰本線・山城踏切など8か所について警標の設置、取替等を実施
  - ③ 可部線・大元踏切など11か所について音声警告装置(メッセージロボ)の調整、取替等を実施
- ※ 全て改善済み

# 通知事項 3 線路と交錯する生活道の安全対策の実施

## 制度概要

- 「鉄道営業法」(明治33年法律第65号)  
第37条 停車場その他鉄道地内にみだりに立入りたる者は十円以下の料りに処す。
- 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」(平成13年国土交通省令第151号)  
第31条第1項 人が線路に立ち入るおそれのある場所には、必要に応じ、相当の防護設備を設け、又は危険である旨の標示をしなければならない。

## 当局の通知事項

中国運輸局は、次のことについて、鉄道事業者を指導する必要がある。

- 線路と交錯する生活道のうち、例えば、これまで事故が発生しており、また、今後も事故の発生が懸念されるものについて、地元市町村と連携・協力して、生活道の形態、利用実態及び付近の踏切道の状況等を総合的に勘案した安全対策を検討すること。

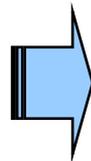
## 中国運輸局の対応

鉄道事業者に対し、線路と交錯する生活道のうち、例えば、これまで事故が発生しており、また、今後も事故の発生が懸念されるものについて、地元市町村と連携・協力して、生活道の形態、利用実態及び付近の生活道の状況等を総合的に勘案して、安全対策を検討するよう、文書で指導(平成19年11月30日)

## 改善状況

(調査結果)

- ① 死亡事故を含む複数回の事故が発生しているなど、安全対策の検討が必要とみられるもの(3か所)
- ② 生活道の実態を把握していないことなどにより、危険である旨の標示がなされていないもの(5か所)



(今回の調査結果に基づく鉄道事業者の対応状況)

- ① 可部線: 中島駅—可部駅間の生活道1か所について地元市と協力して閉鎖したほか、安全対策を検討しているもの2か所
- ② 呉線: 安登駅—安芸川尻駅間など2か所について注意看板を設置したほか、注意看板の設置を検討しているもの3か所